

調査の概要

- 調査の目的 市内の事業所に働く勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的とする。
- 調査対象 市内の事業所（支店、営業所を含む）から無作為に788社を抽出した。
- 調査基準日 平成19年10月1日現在
- 調査方法 調査票郵送による無記名調査
- 回答数 265事業所（回収率 33.6%）
- 有効回答数 262事業所（回収率 33.2%）

用語の定義

- 「正社員」...雇用契約の期間の定めのない従業員で、他企業からの出向者を含む。
- 「パートタイマー・アルバイト」...1日又は1週間の労働時間が一般労働者より短い者。
- 「派遣労働者」...派遣元に雇用され、調査事業所の指揮命令下で就労する者。
- 「所定労働時間」...労働協約、就業規則等において定められた労働日において始業時間から終業時間までの時間から所定休憩時間を除いた時間をいう。
- 「就業規則」...守るべき規律と労働条件に関する事項を記載したもの。
尚、常時10人以上の労働者を使用する事業所においては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出る義務がある。
- 「雇用調整」...経済情勢の悪化などに直面した企業が、生産調整などとともに採用抑制、残業規制、希望退職の募集など雇用面の手段を講じて労働量を調整することをいう。
- 「ワークシェアリング制度」...失業者数を減らすために、一人当たりの実労働時間を減少することで、有給の雇用労働の総量を多くの人で分かち合うこと。

表中の「-」は該当する数値がないもの、「*」はサンプル数が少なく公表できないもの

調査の概要

業種別	有効回答数
建設業	37
製造業	31
卸・小売・飲食業	74
金融・保険業	14
不動産業	37
運輸・通信業	8
サービス業	40
その他	21

規模別	有効回答数
29人以下	206
30人以上	56
総数	262